

平成25年度 使用済製品等のリユース促進事業研究会 報告書 (概要版)

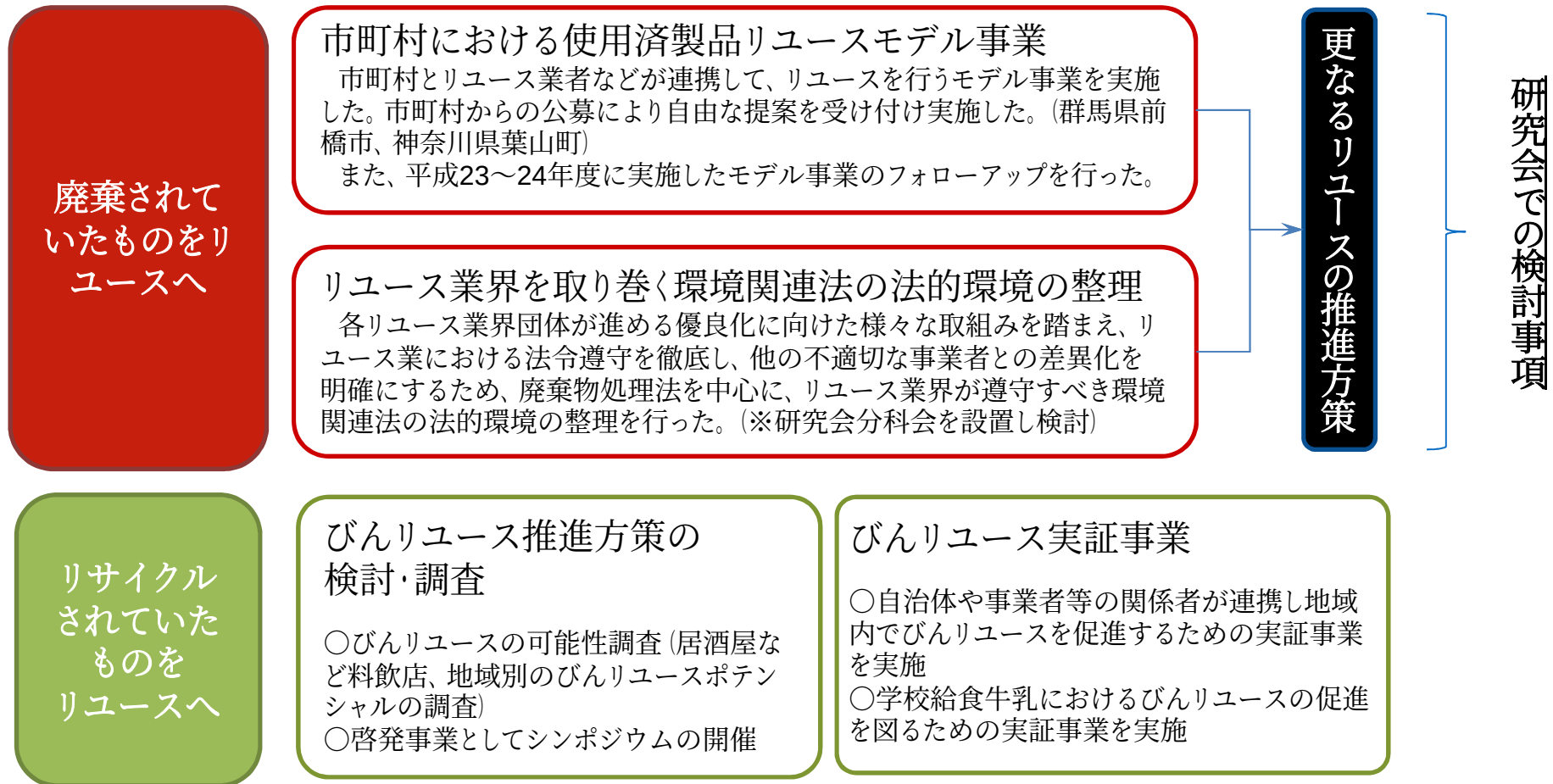
・本資料は「平成25年度 使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書」の内容の一部を抜粋し、
整理したものです。

※報告書は環境省ウェブサイトより入手できます。(http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse)



- 本事業は、環境保全上の効果の点からも推進することが望ましいリユースに関する様々な取組みの活性化を図るため、市町村とリユース業者との連携によるリユースモデル事業の実施、リユース業界を取り巻く環境関連法の整理等を通じて、今後のリユース推進に向けた課題や支援策を検討することを目的とする。
- 具体的には以下3つの調査・事業を実施
 - 1 市町村とリユース事業者との連携によるリユースのモデル事業
(公募より2地域を選定、市町村とリユース事業者等が連携するリユース事業を実施)
 - 2 平成24年度・平成23年度モデル事業のフォローアップ調査
(モデル事業実施後の各地域でのリユース促進に向けた取組状況について調査)
 - 3 リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理
(リユース業界が知っておくべき環境関連法の整理、パンフレットの作成)
- 実施に当たっては、研究者、関係業界等の有識者の方を構成員とした研究会を開催「3. リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理」については、分科会を開催し、調査項目及び調査結果について、多角的な検討をいただいた。

平成25年度のリユース促進事業の概要



※本事業とは別に、「平成25年度総合的な2Rシステムの構築に向けた調査・検討」として、地方自治体等へのアンケート調査・インタビュー調査を実施し、全国における2Rの先進事例等を調査した。使用済製品のリユースに関する事例も調査した。
(環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 循環型社会推進室)



I 市町村におけるリユースのモデル事業

- 市町村とリユース事業者や市民団体・NPO等とが連携し、リユースを促進するためのモデル事業を実施した。平成25年度は、市町村からの事業内容提案型として募集し、地域の特性、状況や規模等を鑑みて検討した結果、群馬県前橋市と神奈川県葉山町で実施、各地域のプランの概要は以下の通りである。

	群馬県前橋市	神奈川県葉山町
名称	リユース宝市	くるくる市
概要	開催テーマ「私にとっては不用でも、誰かにとっては宝物」とし、家庭に眠る"使えるけど使わない品物"をイベント当日に持参いただき、集まったものを無料で提供・交換するイベント。 市民団体、民間事業者とも連携し、残った製品等も可能な限りリユースを行う。	町民にリユース可能な製品を持ち込んでいただき、欲しい品を無料で持ち帰ってもらうイベント。町民を対象。 残った製品等は、リユース事業者にて引き取りしてもらい可能な限りリユースを行う。
対象品目	衣類・くつ・かばん、ホビー用品、生活雑貨、書籍、育児用品、おもちゃ、小型の家具	衣類、本、食器、バッグ、靴、ぬいぐるみ、おもちゃ、その他日用品
役割分担	【行政】企画・開催、市民への広報、残った製品の処理 【市民団体】イベント開催支援 【民間事業者】リユース品の提供、残った製品等のリユース・リサイクル	【行政】企画・開催、町民への広報、残った製品の処理 【市民団体】イベント開催支援 【民間事業者】残った製品の査定・買取り
実施期間	12月21日(土)	12月15日(日)、1月19日(日)、2月9日(日)



(1) 群馬県前橋市のリユースモデル事業

- リユース品の使用及び提供を普及啓発するイベント「リユース宝市」を開催。テーマを「私にとっては不用でも、誰かにとっては宝物」とし、家庭に眠る“使えるけど使わない品物”をイベント当日に持参いただき、集まったものを無料で提供・交換するイベントを開催した。
- 市民の方から提供いただくリユース品は、「衣類」、「ホビー用品」、「生活雑貨」、「書籍」、「育児用品」、「おもちゃ」、「家具」とし、食料品、電化製品、医療・介護機器などは対象外とした。
- 市民は、提供した品物が残った場合にも、持ち帰りの必要はない。残ったものは、前橋市においてリユース・リサイクル可能なものを仕分けし、市民団体（南橋リサイクルの会）のリユース利用、古着・古紙はリユース・リサイクル事業者への引渡し、これ以外のものは前橋市清掃工場等で処分した。
- 「リユース宝市」で提供するリユース品は、「1. イベント当日に参加者が持参」「2. 事前に収集」の2通り。
 - 「1. イベント当日に参加者が持参する方法」は、開催当日（午前11時～午後1時まで）、会場入口付近に設置した受付において係員が市民から製品を受取り、係員が会場内に品目ごとに陳列した。
 - 「2. 事前の収集」は、①市有施設3ヵ所に事前に設置した「リユース品回収ボックス」にて拠点回収した製品、②一般廃棄物収集運搬業者による未使用品等の提供、③粗大ごみの集団回収及び戸別回収から良品をピックアップ、の3つの方法で準備を行った（③による出品実績はなかった）。
- ちらしは16,000枚作成し、自治会での回覧を実施、また、FMぐんまでのラジオCMの放映、地元密着フリークーポン紙「モテコ」での広告掲載、市ウェブサイトでの広報などを行った。

前橋市のリユースモデル事業の様子



＜リユース品持ち込み受付＞



＜会場内の様子①＞



＜会場内の様子②＞



＜来場者アンケートの様子＞



＜開始前の様子＞



＜終了時の様子＞

前橋市のリユースモデル事業のちらし

回覧

前橋市
ごみ減量課

環境省モデル事業

リユース宝市は、
“使えるけれど使わない品物”を
皆さんから譲っていただき、
それを無料で提供するイベントです。

開催テーマは、
「私にとっては不用でも、誰かにとっては宝物」

掘り出し物を見つけに
ご家族お揃いでお越しください。
なお、早い者勝ちでお好きな物をお持ち帰りいただくイベントですので
お早めのご来場でよりお楽しみいただけます。

リユース自転車の抽選会もありますよ。

12月21日土

グリーンドーム前橋サブイベントエリア

午後1時～3時

※リユース自転車抽選会へご参加の方は、
午後1時30分までに会場へお越しください。

なるべく不用品を
お持ちになってのご来場を

皆さんから提供いただく品物がこのイベントの主役です。
衣服、日用品、おもちゃ、書籍…
ご家庭にある“使わない物”を当日会場にお持ちください。

早得！とにかくうれしい4つの特典

午前11時～午後1時までに不用品を提供してくれた方

1. 優先的に入場できます（整理券配布）
2. 指定袋20枚プレゼント
3. 先着400名様に粗品をプレゼント
4. リユース自転車の当選確率5倍！



生活チャレンジ
100
リユース宝市

初開催



今注目のリユース、 リサイクルよりもECO。

そうだ!!
ウチのアレ、
持って行こう



リユースは、“そのままの形”で再使用することをいいます。
一方でリサイクルは、新しい製品の原料にすることといい、
運搬、選別、粉碎など多くのエネルギーやコストがかかります。
このため、よりECOなリユースが注目されています。
みなさんに、“リユースの楽しさを伝えたい”そんな気持ちを
込めてリユース宝市を開催します。

提供いただきたいもの

前橋市のご家庭から出たもので、ご自分で搬入
できるものが対象です。
※ 食料品、腐化製品、医薬・介護機器はご遠慮ください。



※提供いただいた品物が残った場合も、持ち帰りの必要はありません。
※このイベントは、品物をお持ちにならずとも入場でき、自由にお持ち帰りいただけます。
※イベント当日は、食用廃油と使用済小型家電の回収も行います。
※廃油はペットボトルに入れてよく蓋を閉めてください。(燃焼切れの未使用油、ごま油等も可)



案内図

- 主催 前橋市
- 共催 群馬県
- 協賛 前橋市一般廃棄物処理事業協同組合
前橋市再生資源事業協同組合
- 協力 南橋リサイクルの会
- お問い合わせ 前橋市役所環境部ごみ減量課
☎027-898-6272

※このチラシはリサイクルできます。不要になった場合は「燃焼」として処分してください。

前橋市のリユースモデル事業の成果・課題（1）

- リユース宝市への参加者は約800人、うちリユース品を持参した人は約600人。
- 持参者1人当たりの持込量は2.9kg（推測）であった。
- 事前収集及び当日持ち込み合わせて4,970kg（推計）のリユース品が会場内に陳列され、うち3,915kg（推計）が持ち帰られ、リユースされたものは全体の78.8%に相当すると推計される。
- 持ち帰りされずに残ったものは1,055kg（全体の21.2%）であり、衣類・ぬいぐるみ・かばん（800kg）、書籍（170kg）はリサイクル事業者に、食器類とハンガーやイベント中に破損した品物などを不燃ごみ（85kg）として処理した。ごみとして処理した割合は全体の収集量のうち1.7%であった。

＜リユース品の提供量と残量、リユース率＞

	事前収集	当日持込	合計重量	残量	リユース率
本	400	220	620	170	72.6%
洋服 キッズ	400	220	620	140	77.4%
おもちゃ	180	100	280	10	96.4%
くつ	80	50	130	0	100.0%
帽子	40	20	60	0	100.0%
かばん	100	50	150	10	93.3%
洋服 レディース	1,000	550	1,550	550	64.5%
洋服 メンズ	300	160	460	90	80.4%
ホビー用品	130	70	200	0	100.0%
家具	100	60	160	20	87.5%
日用雑貨	220	120	340	15	95.6%
食器類	260	140	400	50	87.5%
合計	3,210	1,760	4,970	1,055	78.8%

※品目別に一部分を計量し、全体量を推計して重量を算出。残量は、全量を計量。

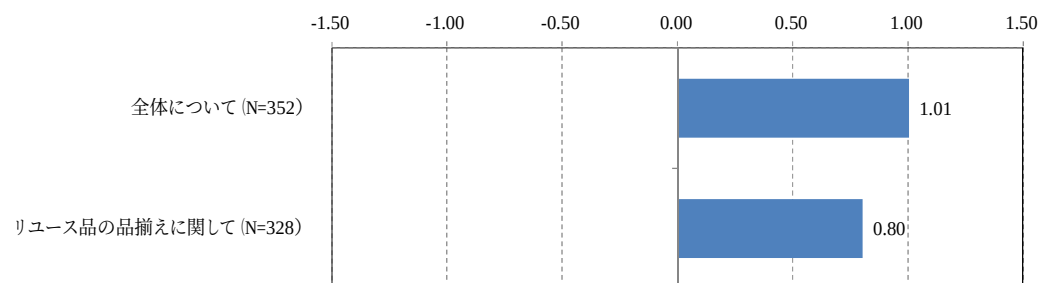
前橋市のリユースモデル事業の成果・課題（2）

- リユース宝市の実施前に設定した目標について、いずれの項目も達成している。
- 来場者の満足度について、「リユース宝市」を利用した際の満足度をスコア化して整理する。
 - 「全体について」は、**1.01**ポイント。全体的にやや満足していただいたと推察。一部指摘された会場・運営・マネジメントの方法などについて改善を行うことで、これら満足度も向上すると考えられる。
 - 「リユース品の品ぞろえ」は、**0.80**ポイント。自由回答をみると、全体的な品数や品揃えは悪くはないが、会場の混雑、陳列の方法や、特定の製品の人気があって殺到したことなどにより、やや評価が低くなったものと考えられる。
- 今後の継続意向について、「継続してほしい」と回答が**73.6%**（345件）と7割以上。継続の必要はないとの回答は、わずか**0.4%**（2件）であり、ほとんどの人が継続を期待しているものといえる。

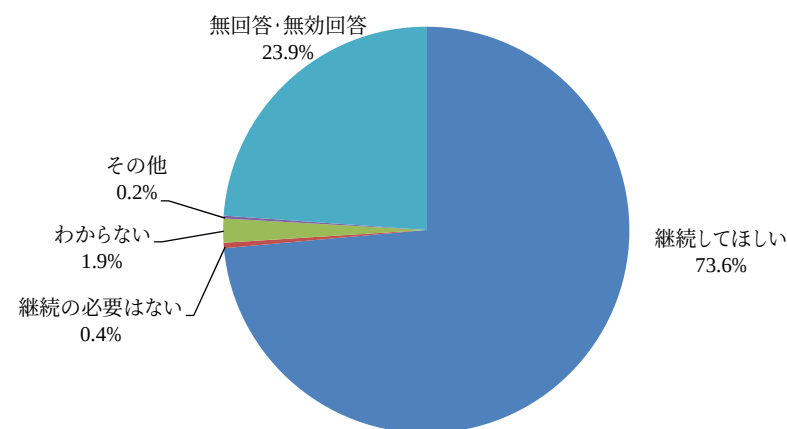
＜モデル事業の目標値と達成度＞

項目	当初目標値	実績	評価
来場者数	500名	約800名	達成
リユース率	60%	78.8%	達成
アンケート回答数	300件	469件	達成

＜来場者の満足度（スコア化）＞



＜リユース宝市の継続意向＞



※5段階評価で回答いただき、満足を2点、やや満足を1点、普通を0点、やや不満を-1点、不満を-2点とし点数化、回答数で除することでスコア化する。



前橋市のリユースモデル事業の成果・課題（3）

■ モデル事業の成果（まとめ）

（1）ごみの減量

- 持ち込まれたリユース品のほとんどが普段はごみとして排出されているものであるため、新しい持ち主の手に渡ったことで、ごみの排出抑制につながった。

（2）ごみ減量意識の高揚

- リユース宝市を機会にこれまでリユースを考えていなかった多くの市民が、リユースを理解するきっかけになった。

（3）若年世代への啓発

- 前橋市では、消費が多くもっともごみを出す若年世代への普及啓発を強化している。リユース宝市では、従来型の環境イベントや環境講話では来場が見込めない方々が多く来場されリユースへの理解を深める良い啓発機会であった。

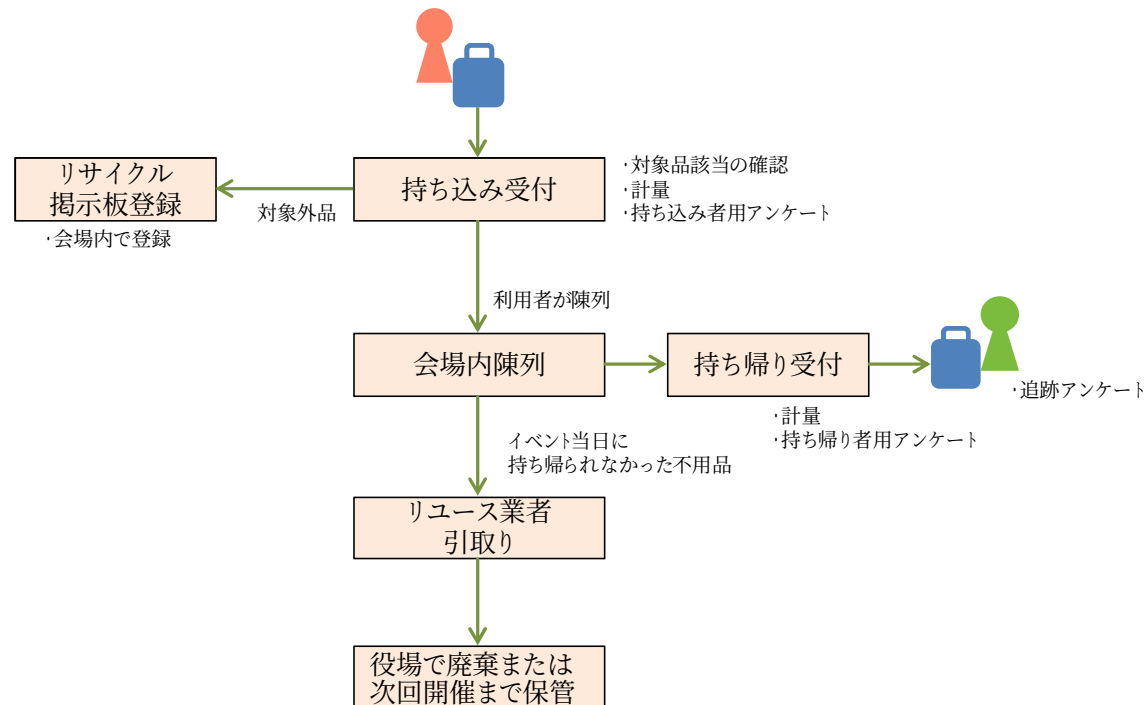
■ 今後の取組方針

- （1）本事業は来場者の継続要望もあることから、前橋市として来年度も継続して実施。
- （2）単なる一過性のお得なイベントとしてではなく、規模は小さくなくても地域に根ざした活動になるよう広め、市民団体による自主的な運営等に発展させたい。
- （3）市民にまずリデュース、リユースを考えていただき、リサイクルできないものだけがごみであると意識していただけるような啓発を進めたい。

(2) 神奈川県葉山町のリユースモデル事業

- 不用品交換イベント「くるくる市」をモデル事業期間中に3回開催し、リユース可能な不用品について町民同士の交換を促進した。
- イベントの企画・運営は、町民ボランティア組織「ごみへらし隊」と協働して実施した。
- イベント終了時に持ち帰られなかった不用品のうち、リユース可能なものについては、株式会社 Kurokawa、BOOKOFF (逗子久木店) と連携し、リユース市場での流通を図った。

葉山町のモデル事業の流れ



- ① イベント当日に 町民がリユース可能な製品を持ち込む
- ② 持ち込み受付でアンケートに回答した後、持ち込み者が会場内に陳列する
- ③ 粗大ごみ対象品などのイベント対象外品が持ち込まれた場合は、不用品交換掲示板「リサイクル掲示板」への掲載登録を会場にて受け付ける
- ④ 欲しいものを見つけた来場者は、持ち帰り受付にて計量・アンケートに回答を行った後、無料で持ち帰る
- ⑤ イベント終了後、持ち帰られなかったもののうちリユース事業者がリユース可能と判断したものは事業者引き渡す
- ⑥ 事業者は自社の販売ルートで市場流通させる
- ⑦ 最終的に残った不用品は、葉山町が次回イベントまで保管または処分する。

葉山町のリユースモデル事業のちらし



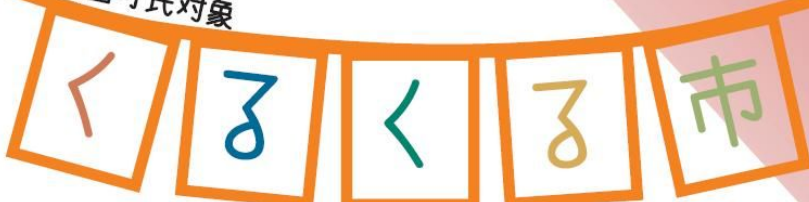
環境省 リユースモデル事業

「もう使わないけど、捨てるにはもったいない…」

「欲しいんだけど、誰かゆずってくれないかなあ…」

そんな方はぜひお越し下さい！

葉山町民対象



開催日時・場所

◎1月19日(日)10:00～15:00 図書館ホール

◎2月9日(日)10:00～15:00 福祉文化会館 大会議室



※持ち込み禁止品※
●粗大ごみ ●家電4品目
●電気を使用するもの
※詳しくは裏面へ。

Reuse(リユース)とは？

形を変えずにそのまま再使用するのが「リユース」です。自分が使った大切な「まだ使えるもの」をリユース（再使用）することで、「ごみを出さない・増やさない」ことが目的です。くくるる市は、リユース（再使用）することで、「くくるる」循環させ、町民・行政・事業者が協力しご家庭で使わなくなった衣類、本、食器などを「くくるる」循環させ、町民・行政・事業者が協力しておこなうリユースを進めるための取り組みです。「リユースでエコな暮らし」始めてみませんか？

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆協力事業者◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆



(株) Kurokawa

大型古着リサイクル店を全国チェーン展開。買取と販売を行うキングファミリー、低価格販売専門店ちゃく3の運営と海外輸出を行う。



ブックオフ逗子久木店

本・ゲーム・CD・DVD トコトン買取致します！お返しはあります！1点からでもOKです！ぜひ店頭までお越し下さい！

主催：葉山町 協力：ごみへらし隊、ゼロ・ウェイストを考え・進める会

問合せ：葉山町環境課 TEL：046-876-1111(内線453)



◆◆持ち込みについて◆◆

一受付一

- ・イベント開催時間内（10:00～15:00）に、リユース品をご持参のうえ、受付をしてください。※事前受付は出来ません。
- ・モデル事業効果測定のため、アンケート記入・持ち込み品の計量に協力して頂きます。
- ・受付終了後、自分自身で持ち込み品の陳列をしてください。
- ・持ち込んだ品が残った場合も、持ち帰りの必要はありません。

※図書館の駐車場は利用出来ません。

なるべく公共交通機関をご利用ください。

搬入量が多くお車の方は…駐車場：防災広場

2人以上でお越し下さい。



一品目一 持ち込み品基本原則 ①使用可能なもの ②破損・汚れ等はないもの



※持ち込み禁止品※
●粗大ごみ ●家電4品目（冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）
●電気を使用するもの（アイロン、ドライヤーなどの小型家電）
※上記の他に受け付けられない場合がありますので、ご了承ください。

品目	※注意事項※
衣類、服飾雑貨	洗濯済みのもの。毛玉等はできるだけとること。
本	服飾雑貨＝マフラー、帽子、ネクタイ、ベルト 落丁していないもの。ほこり等はできるだけとること。
CD、DVD、ビデオ	著作権侵害にならないもの。個人編集、録音、録画したものは不可×
食器	割れていないもの。
バッグ	スーツケースや1辺50cm以上のものは粗大ごみのため持ち込み不可×
靴	靴底がはがれていないこと。
ぬいぐるみ	目立つ汚れがないもの。1辺50cm以上のものは粗大ごみのため持ち込み不可×
おもちゃ	1辺50cm以上のものは粗大ごみのため持ち込み不可×
その他日用品	衛生管理上支障あるものは不可×（トイレ・お風呂用品など）

持ち込み禁止品についてもリユースしたいという方は、「ゆずります」「ゆずってください」の情報を登録出来る葉山リサイクル掲示板をご利用ください。

※詳しくは町HPにて。http://www.town.hayama.lg.jp/recycle/

◆◆持ち帰りについて◆◆

・持ち帰り受付にて、アンケート記入・持ち帰り品の計量に協力して頂きます。

・マイバック持参にご協力お願いします。※レジ袋等の提供はありません。

～持ち込みをする方へ～

自分が使った大切なもの。次の持ち主が見つかるようにメッセージを記入してませんか？
メッセージご記入のうえ、キリトリ線に沿って切り取り、持ち込み品に貼り付けてご持参ください。

～くくるる市～
持ち込みメッセージ

例) もらい物ですが、新品です。

～くくるる市～
持ち込みメッセージ

例) 娘が小さい頃に2～3回使用しました。

葉山町のリユースモデル事業の様子



＜持ち帰り品受付の様子＞



＜会場内の様子＞



＜リサイクル掲示板への登録＞



＜おもちゃ・ぬいぐるみ＞



＜食器類＞

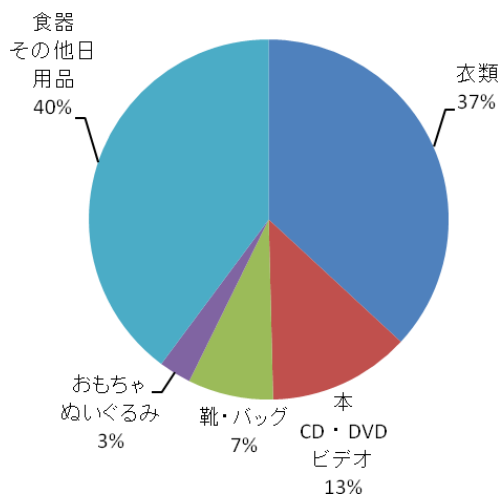


＜靴＞

葉山町のリユースモデル事業の成果・課題（1）

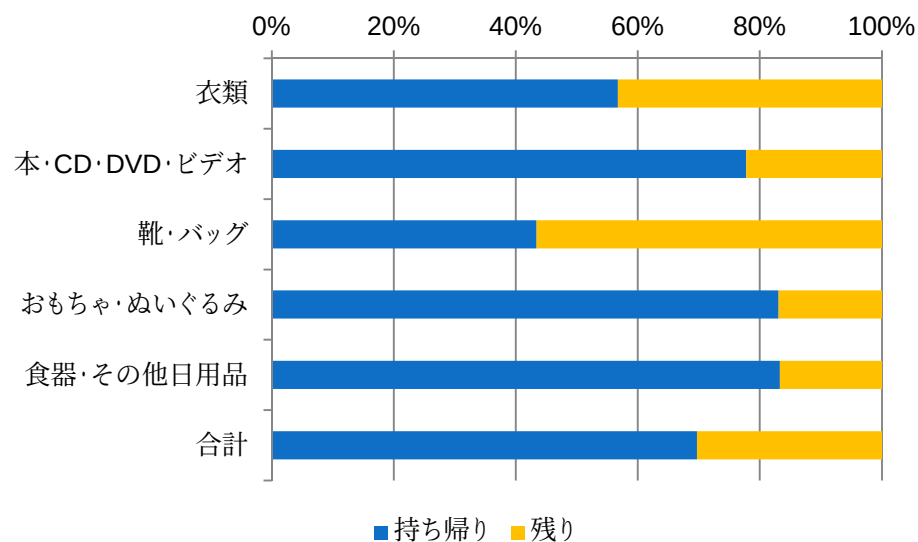
- 2013年12月15日、2014年1月19日、2月9日の計3回「くるくる市」を開催、来場者数900名、3,580kgの製品を市民から引き取り、そのうち約7割の2500kgが町民によって持ち帰られ、約950kgが事業者引き渡された。
- 市民からの引き取り品目は、食器・その他の日用品が40%と最も多く、次いで衣類（37%）、本（13.0%）、靴・バッグ（7%）と続く。
- 町民により持ち帰られた製品の割合は、おもちゃ・ぬいぐるみと食器・その他日用品で83%と最も多く、次いで本・CD・DVD・ビデオ（78%）、衣類（57%）、靴・バッグ（43%）であった。

＜持ち込み品の内訳＞



*重量比

＜持ち帰られた製品の割合＞



葉山町のリユースモデル事業の成果・課題(2)

■ 市民へのアンケート結果

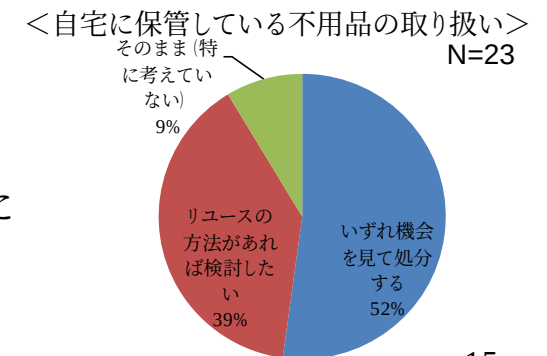
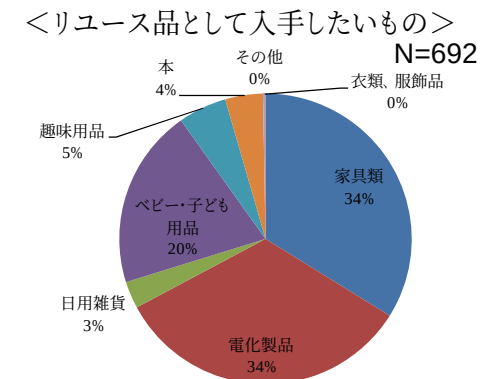
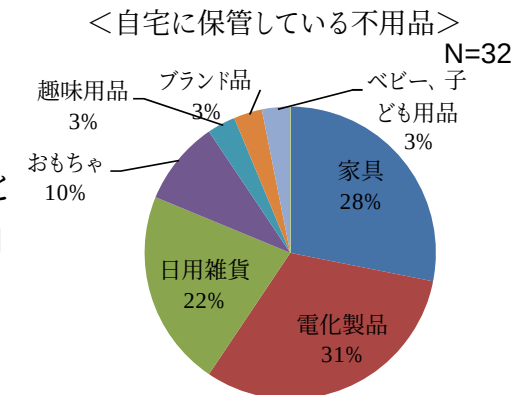
- くくる市参加者へのアンケートでは、参加者の満足度は高く、今後の事業展開に期待する意見が多く寄せられた。くくる市を利用した理由としては、「必要なものが新品でなくてもよかったから」(34%)、「無料で手に入れることができるから」(34%)と最も多く、「町の事業なので安心して利用できるから」(20%)という意見も多かった。
- 一般町民アンケートで家庭に保管している不用品の品目について尋ねたところ、家具(28%)、電化製品(31%)、日用雑貨(22%)が多く挙げられ、くくる市参加者に尋ねたリユース品として持ち帰りたい品目と傾向が一致した。
- 退蔵品の今後の取り扱いとして、「リユースの方法があれば検討したい」という回答が39%であった。利用しやすい仕組みを設けて情報発信することでリユース促進の可能性があることがわかった。

■ 連携したリユース事業者の評価

- アンケートの結果、量・品質の面では不満があり直接的な利益にはつながっていないが、PR効果が期待されることから今後の連携に前向きな意見であった。

■ 今後の課題について

- イベント後の廃棄量を減らすため、対象品についての事前の周知徹底が必要。
- 食器・その他の日用品は町民同士の交換が活発であったが、記念品や箱に入っていないものが多く、リユース事業者の視点ではリユースができないものが多く、リユースを意識した保管方法の周知が必要である。



II 平成24年度・平成23年度モデル事業のフォローアップ調査

(1) 平成24年度モデル事業フォローアップ調査

- 平成24年度は、愛知県大府市、大阪府泉大津市、東京都町田市の3地域においてモデル事業を実施し、各地域のプランの概要は以下の通りである。
- 平成24年度モデル事業を踏まえた、各地域の取組み状況について整理する。

地域	名称	人口・世帯数	モデル事業の概要
愛知県大府市	使用済小型家電における宅配リユース及びリサイクルの可能性検討事業	人口8.9万人 3.6万世帯	・宅配リユース事業の回収ルートにて小型家電対象96品目を回収した。回収した小型家電はリユース可能なものはリユース品として宅配リユース事業者が買取し、リユース不可なものは再資源化業者がリサイクルするという、市民にとって買取れない小型家電もリサイクル品として処分され利便性が高いリユース及びリサイクルシステムの実現可能性を検討した。
大阪府泉大津市	リユースでエコ生活～第2弾～	人口7.6万人 3.3万世帯	・市民団体と協力して、市のホームページ及び市庁舎内に設けられた掲示板に市民の「家庭で使えなくなったもの(不用品)」について情報を掲載した。 ・掲載情報を見て不用品が必要な方は市へと連絡し、市は引き渡しのあっせんを行った。 ・また、気軽にリユース品の売買が行える「Yahoo! バザール」の利用を市民に情報提供、リユースを促す事業を同時に実施した。
東京都町田市	持ち込みごみのリユース促進事業	人口42.6万人 18.8万世帯	・月に1回「リユースの日」を設定し、粗大ごみを回収する場所にて市民からのリユース品の引き取りを実施した。リユース事業者と連携することでリユースできる品目の拡大を目指した。 ・市民はリユース可能と判断された場合、無償で引き渡すことができる形とした。(リユース不可の場合でも粗大ごみとして処理し、再度の持ち込みは不要)

(2) 平成24年度モデル事業を踏まえた各地域の動向

- 泉大津市が継続して事業を実施するとともに、大府市では、モデル事業での小型電子機器の収集実績を踏まえて小型家電リサイクル事業を実施、町田市では、「リユースの日」という形では継続せずに、モデル事業をきっかけにリユース事業者と連携したフリーマーケットを実施している。
 - 大府市では、民間連携事業者(ネットオフ株式会社)がモデル事業で一定量の小型家電が収集できたという成果を踏まえて、関連会社であるリネットジャパン株式会社にて宅配サービスによる小型家電の回収を実施。「リサイクル」と合わせて回収することで、ユーザーにとって手間のかからないリユース品の回収に繋がることが期待されている。
 - 泉大津市での不用品あっせん掲示板の利用実績は平成24年度が登録件数56件、成立件数24件と23年度実績(登録44件、成立17件)を上回っている。
 - 町田市では、「リユースの日」の取組は市民に好評であったが、事業の実施主体であるエコライフ推進公社の収益性が低いことや市民から持ち込まれた物のうち予想以上に多くの物を廃棄せざるを得なかったことから市としては同様の形での継続は行っていない。

モデル事業を踏まえた平成25年度の取組み状況

	愛知県大府市	大阪府泉大津市	東京都町田市
モデル事業の 継続状況	継続なし	継続して実施	継続なし
	モデル事業での小型電子機器の収集実績を踏まえて、小型家電リサイクル事業を実施	不用品あっせん掲示板を引き続き運用	「リユースの日」は継続せず、新たな取り組みを模索中。リユース事業者と連携し、フリーマーケットにおける「共同出品コーナー」を開設。
変更・改善点	—	庁内での連携体制の強化(秘書広報課、環境課が連携して実施)	—

(3) 平成23 年度モデル事業のフォローアップ調査

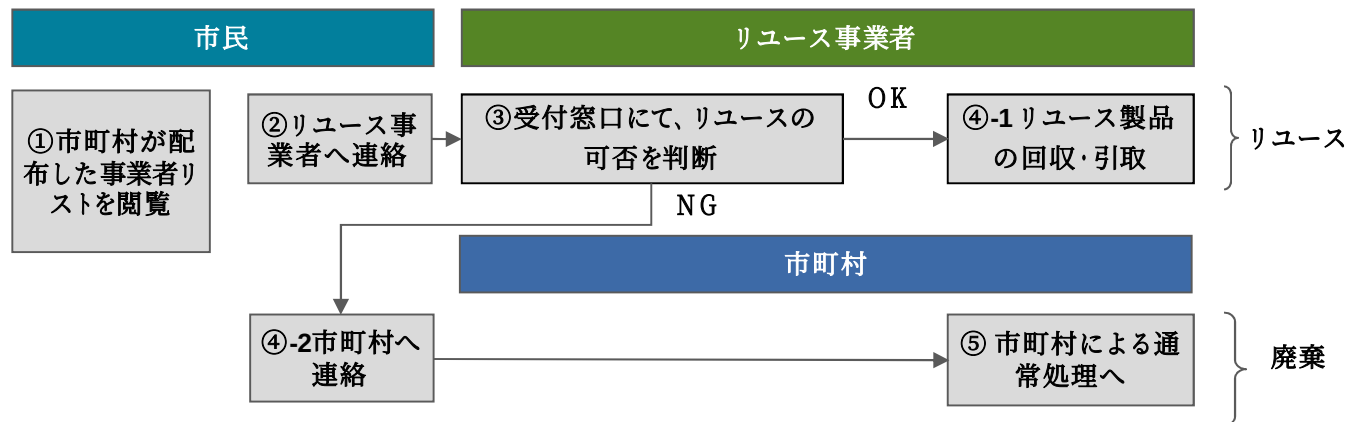
- 平成23年度モデル事業においては、「地域内事業者リスト方式」(4地域)、「市町村回収後選別方式」(2地域)を実証した。
 - 「地域内事業者リスト方式」は、市町村が地域内のリユース事業者を選定し、店舗の概要、買取基準、利用方法等を紹介するちらし等を作成、各世帯に配布する。使用しないまま保管されている製品などをごみとして出す前に、リユース事業者の活用を促すものである。
 - 「市町村回収後選別方式」は、市町村が粗大ごみ等として回収した物について、リユース事業者が市町村のストックヤード等で検品し、リユース品として買い取りできると判断したものを市町村から買い取るものである。
- 平成23年度モデル事業を踏まえた、各地域の取組み状況について整理する。

方式	地域	人口・世帯数	モデル事業の概要
地域内事業者リスト方式	愛知県 大府市	人口8.9万人 3.6万世帯	・市内・近隣地域に立地するリユース事業者、市民が利用できる宅配型リユース事業者を紹介(12店舗)。店頭買取、出張買取、宅配買取の状況を実証。
	大阪府 泉大津市	人口7.6万人 3.3万世帯	・市内・近隣地域に立地するリユース事業者を紹介(2店舗)。店頭買取、出張買取の状況を実証。市に相談窓口を設置、市民からの質問・相談等に対応し、利活用を促した。
	群馬県 明和町	人口1.1万人 0.4万世帯	・近隣地域に立地するリユース事業者を紹介(1店舗)。店頭買取、出張買取の状況を実証。町に相談窓口を設置、町民からの質問・相談等に対応し、利活用を促した。
	東京都 世田谷区	人口87.3万人 45.5万世帯	・区内・近隣地域に立地するリユース事業者、区民が利用できる宅配型リユース事業者を紹介(24店舗)。店頭買取、出張買取、宅配買取の状況を実証。
市町村回収後選別方式	神奈川 県 秦野市	人口16.9万人 7.1万世帯	・市民から自己搬入された粗大ごみのうち、リユース品として買取可能性があるものを一次選別し、保管。リユース事業者が査定・買取。リユースに対する意向は、自己搬入粗大ごみの受付時に、リユース同意書へ署名してもらうことで確認。
	京都府 綾部市	人口3.4万人 1.4万世帯	・戸別収集する粗大ごみ等、市民から自己搬入された粗大ごみ等の中から、リユース品として買取可能性があるものを担当者が一次選別し、保管。リユース事業者が査定・買取。 ・戸別収集は排出する市民立ち会いのもと実施、リユースに対する意向は収集時に確認。

(4) 地域内事業者リスト方式

- 地域内事業者リスト方式は、3地域が継続実施（泉大津市（一部変更）、明和町、世田谷区）、1地域（大府市）が事業を継続していない。
- 世田谷区では、区の2R事業の一環としてNPOに委託して新たな「リユースショップ情報」のちらしを作成した。3つの業界団体に依頼し、掲載店舗を紹介していただいた上で掲載を行った。

「地域内事業者リスト方式」の流れ（イメージ）



モデル事業を踏まえた平成25年度の取組み状況（地域内事業者リスト方式）

	愛知県大府市	大阪府泉大津市	群馬県明和町	東京都世田谷区
モデル事業の継続状況	継続なし	一部変更して継続	継続して実施中	継続して実施中
	—	引越しごみの申込時にリユースショップを紹介	平成23年度モデル事業の成果を踏まえて継続	リストを更新して実施中
変更・改善点	—	—	ちらしはそのまま活用継続して住民に広報	業界団体の協力を得て、リストの更新・追加作成はNPOに委託

◆広報めいわ（平成25年 10月号）での広報

粗大ごみの減量化および計画的な搬入に協力してください

町では、粗大ごみの減量化を図るため「小型家電製品」のもつたいない館での分別収集やリユースショップの積極的な活用を推進しています。

また毎年12月は、大掃除の影響などから粗大ごみの搬入に大変混雑が予想されますので、搬入時期の調整や搬入カートの事前記入など、計画的な搬入に協力をお願いします。

※「小型家電製品」とは、家庭用の電化製品です。電池や蛍光管などは外して出してください。

（テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・パソコンを除く。）
リユースショップについての問合せ
先
 オフハウス館林店 館林市近藤町1
 78番地96（76・9009）
 問合せ先 環境水道課（内線172）
 へ。

◆リユースショップ情報(世田谷区、計8ページ)

[illegible]

世田谷区近隣のリユースショップをご紹介します！

※ 本リストはリユース量の増大化に向けた取組を実施している3つの業界団体の会員企業を掲載したリストです。 掲載の情報は変更となる可能性があります。

食料品・服飾品

品名	住所	電話番号	営業時間	取扱い品
ジーンズランド ストア http://www.juniorland.com/juniorland/	下北沢店	● 03-5422-2251 ● 03-5422-0232 ● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー ● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
トレッサー・ストライプ・スタイル http://www.tf-style.com/shop/	原宿店	● 03-5422-0232 ● 03-5422-0233 ● 03-5422-0234	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
モードポップ http://www.modepop.com/modenote/	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
コムイ 買物センター http://www.komuiya.co.jp/store/0000/	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー

スポーツ用品

品名	住所	電話番号	営業時間	取扱い品
ゴルフパートナー http://www.golfterner.co.jp/	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
タコウ パール http://www.takou-pa.com/jakulaw/	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
パソコン・携帯電話 パンフックネット http://www.pnf-net.com/	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
アルペビル ファクトリー http://www.alpeville.com/	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー

その他

品名	住所	電話番号	営業時間	取扱い品
コムイ 買物センター http://www.komuiya.co.jp/store/0000/	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー

食料品・服飾品

品名	住所	電話番号	営業時間	取扱い品
ジーンズランド ストア http://www.juniorland.com/juniorland/	下北沢店	● 03-5422-2251 ● 03-5422-0232 ● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー ● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
トレッサー・ストライプ・スタイル http://www.tf-style.com/shop/	原宿店	● 03-5422-0232 ● 03-5422-0233 ● 03-5422-0234	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
モードポップ http://www.modepop.com/modenote/	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
コムイ 買物センター http://www.komuiya.co.jp/store/0000/	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー

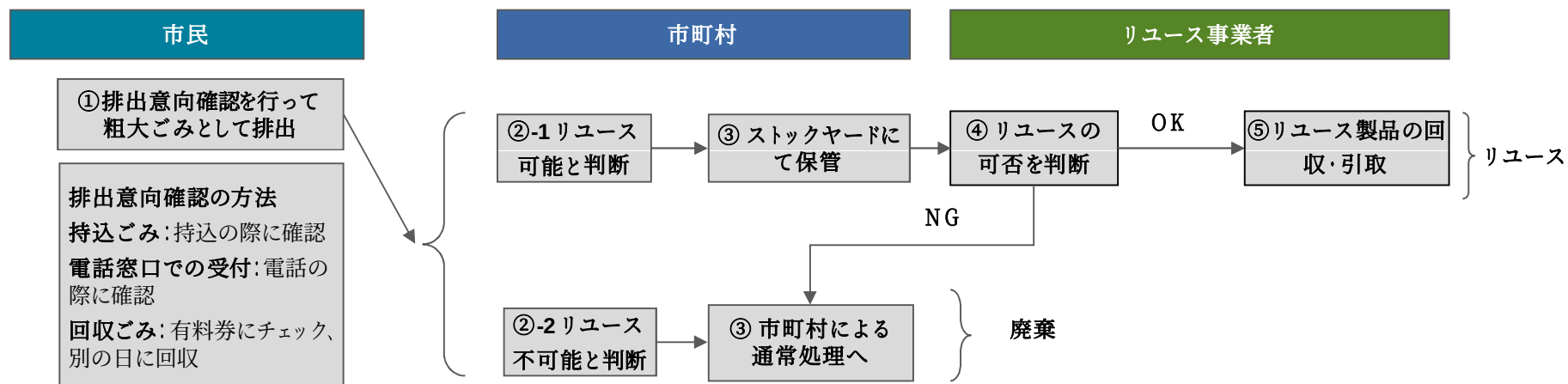
スポーツ用品

品名	住所	電話番号	営業時間	取扱い品
ゴルフパートナー http://www.golfterner.co.jp/	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
タコウ パール http://www.takou-pa.com/jakulaw/	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
パソコン・携帯電話 パンフックネット http://www.pnf-net.com/	池袋南口店	● 03-5422-1188（土曜限定）	10:00～20:00	● 男女のファッションアイテム ● 靴・小物・アクセサリー
	池袋南口			

(5) 市町村回収後選別方式

- 地域内事業者リスト方式は、いずれの地域(秦野市、綾部市)も継続して事業を行っている。
 - 秦野市では、平成25年4月～平成26年1月までに、秦野市がストックした製品数241点、うちリユース事業者が買取りしたもの234点、46,190円となっている。
 - 綾部市では、平成25年4月～11月まで、リユース事業者の買取実績は57点、5,630円となっている。収集した粗大ごみからのピックアップも実施している。

「市町村回収後選別方式」の流れ(イメージ)



モデル事業を踏まえた平成25年度の取組み状況(市町村回収後選別方式)

	神奈川県秦野市	京都府綾部市
モデル事業の継続状況	継続して実施 平成23年度モデル事業で一定の効果が得られたため	継続して実施 平成23年度モデル事業で一定の効果が得られたため
変更・改善点	平成24年度に以下の点を改善 ・リユース承諾書の書式変更 ・専用ストックヤードの設置	—



III リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理

- リユース業は、古物営業法等に基づき中古品の売買を行っている。近年、リユース業の市場規模は拡大傾向にあり、使用済製品等のリユースを促進するという観点から、社会全体の環境負荷の低減にも寄与する業として注目されているところである。
- 各リユース業界団体が進める優良化に向けた様々な取組を踏まえ、リユース業における法令遵守を徹底し、不適切な事業者との差異化を明確にするために、本資料では、廃棄物処理法、個別リサイクル法(家電リサイクル法等)を中心に、リユース業界が知っておくべき環境関連法令について説明する。
- なお、リユース業が遵守すべき関係法令としては、「古物営業法」、「特定商取引に関する法律」、「消費者契約法」など多岐にわたる。
- これら関係法令は消費者保護等の観点から非常に重要な法令であり、各リユース業において遵守・認知が必要である。これらの関係法令の遵守・認知を前提に、リユース業界にも関係する、遵守し、また知っておくべき、環境関連法として「循環型社会形成推進基本法」「廃棄物処理法」「家電リサイクル法」「小型家電リサイクル法」を対象に説明する。
- 上記の整理した結果を踏まえ、下記2つのパンフレットを作成した。
 - リユース業者の皆さまへ
「リユース業に関する環境関連法パンフレット～さらなるリユース促進のために～」
 - 消費者の皆さまへ
「ご家庭で使わなくなった製品はリユースショップを活用しましょう」

- 商材となるリユース品の買取（買取時）、リユース品の販売・保管時（販売・保管時）、売れ残った商品等の廃棄など（廃棄時）の各行為について、リユース事業者が遵守すべき事項について整理を行うとともに、各環境関連法における国民・消費者の責務についても整理した。

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理（全体像）

	国民・消費者の責務	リユース業の遵守すべき事項		
		1. 買取時	2. 販売・保管時	3. 廃棄時
循環型社会形成推進基本法	■ 国民の責務（第12条） - ー 基本原則に則った再生品使用など	■ リデュース・リユースの推進（第7条、基本計画） （[1]リデュース、[2]リユース、[3]リサイクル、[4]熱回収、[5]適正処分 の順に優先） ■ 事業者の責務（第11条）		
廃棄物処理法	■ 国民の責務（第2条の3） - ー 廃棄物の排出抑制、再生品の使用等による再生利用、など	■ 一般廃棄物の収集運搬について（第7条） ■ 下取りの取り扱い（平成25年3月29日 環廃産発第13032910号通知） ■ 引越事業者への特例（施行規則第2条10項、平成15年2月10日 環廃産83号通知）	■ 輸出について（第10条、第15条4の7関連）	■ 売れ残った製品が産業廃棄物に該当する場合の適正な処理について（第12条） ■ 専ら物の取扱いについて（第7条、第14条、平成25年3月29日 環廃産発第13032910号通知）
家電リサイクル法	■ 消費者の責務（第6条） - ー 排出時のリサイクル料金の支払い（収集運搬の費用、メーカーリサイクル料金）	■ 小売業者の果たすべき役割（引取り義務）（第9条） ■ 家電4品目の取り扱いについて（平成24年3月19日環廃企1号通知関連） ■ フロン類の漏洩防止回収（エアコンなど）（基本方針）	■ 小売業者の果たすべき役割（引取り義務）（第9条）（再掲） ■ 家電4品目の取り扱いについて（平成24年3月19日環廃企1号通知関連）（再掲）	■ 家電4品目の適正な処理について（第10条） ■ 家電4品目の取り扱いについて（平成24年3月19日環廃企1号通知関連）（再掲）
小型家電リサイクル法	■ 消費者の責務（第6条） - ー 分別排出・適正な引渡し			■ 認定事業者等への引渡し（第7条、基本方針）
その他の法令			■ バゼル法 ■ 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準	



リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理(目次)

- 0. リユース業全般に係る事項
- 1. 買取時に遵守すべき事項
 - (1) 一般廃棄物の収集運搬について
 - (2) 下取りの取り扱いについて
 - (3) 引越業も営む場合の特例(転居廃棄物)
 - (4) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務(過去に自ら小売販売したもの)
 - (5) 家電リサイクル法対象品目のリユース・リサイクル仕分けガイドライン
 - (6) 家電リサイクル法対象品目のフロン類の漏洩防止
- 2. 販売・保管時に遵守すべき事項
 - (1) リユース品の適正な輸出
 - (2) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務(小売販売との引替えの引取り)
 - (3) 家電リサイクル法対象品目の保管について
- 3. 廃棄時に遵守すべき事項
 - (1) 売れ残り等の廃棄時について(当該製品が産業廃棄物に該当する場合)
 - (2) 専ら物の取扱いについて
 - (3) 家電リサイクル法対象品目の引渡義務について
 - (4) 小型家電リサイクル法対象品目の認定事業者等への引渡について
- 4. 消費者の責務
 - (1) 循環型社会形成推進基本法における国民の責務
 - (2) 廃棄物処理法における国民の責務
 - (3) 家電リサイクル法における消費者の責務
 - (4) 小型家電リサイクル法における消費者の責務

(パンフレット) リユース業者のみなさまへ (1/2)

🚗 リユース業者のみなさまへ

リユース業に関する 環境関連法パンフレット

～さらなるリユース促進のために～

リユース業を営んでいく上で、盗品等の売買の防止を目的とした「古物営業法」や消費者保護を目的とした「特定商取引に関する法律」「消費者契約法」など、遵守すべき様々な法律があります。

これに加えて、廃棄物の適正処理と環境保全・資源循環を目的とした「廃棄物処理法」「家電リサイクル法」等を守る必要があります。

リユースは、「循環型社会形成推進基本法」の基本原則において、リサイクルよりも上位に位置づけられている重要な取組です。

法を守って、適正なリユース業を目指しましょう。



こんなとき、どうしてますか？

① お客さんからリユースできない品物の引き取りを頼まれた…引き取っていいの？

② お客さんから昔販売したテレビの引き取りを頼まれたときは？



買取り時をチェック！

③ 海外にも販売したいけど、輸出って自由やっていいのかな？



販売・保管時をチェック！

④ 売れ残りを処分したい。処分してくれる業者さんにゴミを運ぶだけでいいのかな？



廃棄時をチェック！

❗「廃棄物」は、法律で定められた取扱いが「リユース」品と大きく異なります

「廃棄物」は、廃棄物処理法を始めとする各種関連法の対象となり、法に則った取扱いを行う必要があります。

廃棄物に該当するか
否かを判断する基準

廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきもの」とされています。

廃棄物について分からないことがあれば、営業を行う地域の市町村の廃棄物担当にお問い合わせください。

買取り時

買取り時①

リユース品
全般

リユースショップは、基本的に廃棄物を引き取ることはできません

一般家庭から一般廃棄物処理業の許可なしに、廃棄物を引き取って収集・運搬・処分することはできません。買取りできないものについては、お客さんに市町村のごみ収集にだすよう案内してください。

お客さんから「買取れないのであれば処分してほしい」と依頼されたら…



引き取って収集運搬費用または処分費用を請求した。



一般廃棄物処理業の許可がないために引き取れないことを伝え、市町村のごみ収集に出すよう案内した。



※ただし、例外となる場合（下取りの商習慣や家電4品目など）もありますので、詳しくは営業を行う地域の都道府県や市町村にお問い合わせください。

買取り時②

家電4品目

自らが過去に販売した家電4品目が廃棄物になった場合は引き取って家電メーカーに引き渡す義務があります

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（家電リサイクル法対象4品目）については、自らが販売した製品が廃棄物になったときに引き取りを依頼された場合には、家電リサイクル法に定められた小売業者（リユースショップを含む）の義務として引き取って、家電メーカー（指定引取場所）に引き渡さなければなりません。

この場合に自ら収集・運搬を行うときは、廃棄物収集運搬業の許可は不要です。収集運搬を他者に委託する場合は、産業廃棄物収集運搬許可業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託しなければなりません。

❗ 収集・運搬時のフロン漏出防止

引き取った廃棄物を運搬する場合には、エアコン等の冷媒として使用されたフロンの漏出防止に努めなければなりません。

過去にテレビを販売したお客さんから、「捨てたいので引き取って欲しい」と依頼があったら…



年式等を確認するとリユース品として買取することはできなかったため、引き取ることを断った。



引き取れません。そちらのお店で買ったテレビなので…

家電リサイクル法に定められた小売業者の義務として引き取り、リサイクル料金と収集運搬料金を支払ってもらって、家電メーカーに引き渡した。



※ 料金、家電リサイクル券については、販売・保管時②を参照。

詳しい情報は家電製品協会のホームページをご覧ください ▶▶▶ 家電リサイクル 検索



販売・保管時

販売・保管時①

リユース品全般

リユース品の輸出、輸出業者への販売時には関係する法令を確認しましょう

リユース品の輸出は、輸出先で確実にリユースされることを確認する必要があります。
また、自らが輸出する場合だけでなく、販売先の業者が不適正な輸出を行っていないかも確認することが推奨されます。

電気・電子機器の場合は「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」を確認しましょう。

※使用済み電気・電子機器の輸出については、通関の諸税等リユース目的の輸出であることを証明するための基準が示されています。

中古品判断基準に関する詳しい情報は、環境省報道発表資料「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について(お知らせ)」をご覧ください



中古品判断基準 検索

販売・保管時②

家電4品目

家電4品目の買替え時に使用済み品の引き取りを依頼された場合は引き取る義務があります

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機(家電リサイクル法対象4品目)は、リユース品の販売時に使用済み品の引き取りをお客さんから依頼された場合には、家電リサイクル法に定められた小売業者の義務として引き取らなければなりません。「リユース品にならない」ことを理由に拒否することはできません。



引き取った使用済み品は、家電リサイクル券を貼付して家電メーカー(指定引取場所)に引き渡さなければなりません。

- メーカーが定めたリサイクル料金を支払ってもらい、家電リサイクル券を貼付して、家電メーカー(指定引取場所)に引き渡してください。
- 家電リサイクル券の写しは、1枚を消費者に引き渡し、1枚を3年間、店舗に保管しなければなりません。
- 家電リサイクル券について分からないことがあれば、「家電リサイクル券センター」にお尋ねください。
- お客さんに支払ってもらう収集運搬料金は店舗に掲示してください。

詳しい情報は家電製品協会のホームページをご覧ください

家電リサイクル 検索

販売・保管時③

リユース品全般

商品は適切に保管しましょう

以下のような収集・保管が行われている場合は、廃棄物として判断されることがあります。リユース品であること、商品であることが明らかであるような適切な保管をしてください。

- 屋外保管、乱雑な積み上げ等
- 雨天時の幌無しトラックによる運搬



廃棄時

廃棄時①

リユース品全般

売れ残りを廃棄するときは産業廃棄物として処理委託契約を締結し、産業廃棄物管理票を交付しなければなりません

廃棄する売れ残りは産業廃棄物に該当するため、産業廃棄物収集運搬許可業者、産業廃棄物処分許可業者のそれぞれと処理委託契約を締結しなければなりません。

また、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、運搬処分及び最終処分が適切に行われたことを確認する必要があります。

※詳しくは営業を行う地域の都道府県にお問い合わせ下さい。



廃棄時②

家電4品目

売れ残りを廃棄するときは、家電リサイクル法に則って処理しましょう

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目が売れ残った場合は、次のように家電リサイクル法に則った方法で処理しましょう。



- 家電リサイクル券を貼付して「指定引取場所」へ自ら運搬する
- 家電リサイクル券を貼付して産業廃棄物収集運搬許可業者に「指定引取場所」までの運搬を委託する

廃棄時③

小型家電

売れ残りを廃棄するときは、適正なリサイクルに協力しましょう

小型家電リサイクル法の対象製品を廃棄するときには、小型家電リサイクル法によって国に認定された事業者(認定事業者)、又は、リサイクルを適正に実施できる事業者に引き渡すよう努めましょう。

この場合、「廃棄時①」の処理委託契約の締結、産業廃棄物管理票の交付が必要です。

小型家電製品の例

デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機、電話機、MDプレーヤー、CDプレーヤー、電子レンジ、ファクシミリ、プリンタ、炊飯ジャー、ホットプレート、掃除機…



平成26年3月31日発行

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 リサイクル推進室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-3581-3351(代表) FAX 03-3593-8262

URL <http://www.env.go.jp/recycle/circul/>
<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/>



環境省

(パンフレット) 消費者のみなさんへ

消費者の
みなさんへ



ご家庭で使わなくなった製品は リユースショップを 活用しましょう

まだ使えるものを繰り返し使うことを「リユース」と言います。リユースショップとは中古品を取り扱う店舗のことで、リサイクルショップとも言われています。条件に合えばリユース品(中古品)として買取ってくれます。リユースは、環境に優しく、またご家庭の財布にも優しい取組です。リユースショップを賢く上手に活用しましょう。

リユースショップ活用のコツ

1 自宅に眠らせない!

使わなくなった製品をついついご自宅に眠らせてはいませんか? リユースショップの買取査定には、年式も影響します。ご自身が使わないのであれば、そのままにしておかないで、早めにリユースショップに相談してみましょう。



3 付属品・説明書などもつけて!

リユースショップに中古品を持ち込む際には、できるだけ付属品や説明書・保証書なども持参することで、次の人が使いやすくなり、リユース品としての価値を高めることができます。



査定から買取までの流れ

リユースショップでは、お店による製品の査定が行われ、査定結果に応じかどうかを利用者が判断したうえで、買取の成立・支払いに至ります。査定の結果、買取ができない場合があります。

2 日頃から大切に・きれいに使う!

製品の外観や状態(きず、汚れ、ほつれ、破損等)、動作状況によって、買取査定に影響します。大切に使う、きれいに使うことで、リユース品としての価値を高めることができますので、日頃から心がけると良いでしょう。



4 買取の目安を事前にチェック!

リユースショップのホームページなどで買取査定の目安が記載されていることがありますので、確認してから持ち込みましょう。なお、リユースショップでは、まだ使えるものであっても、偽造品や模造品などのように買取ができないものがあります。



! 活用するときは次の点に注意しましょう !

① リユースショップは、基本的に廃棄物を引き取ることはできません

買取できなかったものについて、ごみとしての 運搬・処理をリユース業者に依頼することはできません

ご家庭のごみの収集・運搬・処理には市区町村の「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。許可を持たないリユース業者にはごみの処理を依頼することができません。買取りができなかった製品は原則持ち帰っていただく必要があります。

※家電4品目については例外があります。②を参照ください。



リユースできないものはお住まいの 市町村のごみ収集に出しましょう

ごみの分別方法、粗大ごみの大きさや処分料金は市町村によって異なります。お住まいの市町村に確認して適切に処分してください。

なお、適正な処分が確認できないため、無許可の廃棄物回収業者にご家庭の廃棄物を引き渡してはいけません。

※ごみとして処分する前に、フリーマーケットやネットオークションを利用することも考えてみましょう。



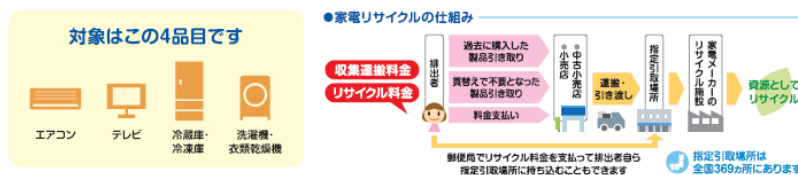
② リユースショップに使用済みの家電4品目を引き渡すときの注意点

使用済みの家電4品目については、「家電リサイクル法」に基づき、買替えをするお店、または、かつてその製品を購入したお店に引き取りを依頼することができます

※リユースショップのうち家電4品目を販売しているお店に限りです

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を廃棄する場合には「リサイクル料金」と「収集運搬料金」の支払いが必要です

※お住まいの市町村やお店にお問い合わせください



未成年の方は、買取りを依頼できないことがあります。

リユースショップによっては、未成年(20歳未満)の方からは買取りができないことがあります。ただし、保護者の承諾があれば可能な場合もありますので、各店舗にお問い合わせください。

また、買取時には本人確認のための証明書の提示が必要ですので、運転免許証、保険証、パスポートなど本人と確認できるものを持参しましょう。

